

## 消費者委員会（3月12日）でのご指摘を踏まえた変更点

（下線部分は、改正部分、網掛けは修正箇所）

素案	原案
<p>第1 消費者安全の確保の意義に関する事項 本基本方針は、消費者、地方公共団体、国、その他関係者の間において</p>	<p>第1 消費者安全の確保の意義に関する事項 本基本方針は、<b>縦割り行政による弊害を打破し</b>、消費者、地方公共団体、国、その他関係者の間において</p>
<p>第2 消費者安全の確保に関する施策に関する基本的事項 2 消費者事故等に関する情報の集約等 (1) 情報の集約・分析 また、消費者庁は、法第12条第1項又は第2項の規定による通知により得た情報その他消費者事故等に関する情報を集約・分析し、その結果を取りまとめ、これを関係行政機関等に適時適切に提供するとともに、公表し、消費者委員会及び国会に報告する。情報の集約・分析に当たっては、関係行政機関、都道府県警察、消防機関、関係独立行政法人、医師等の専門家等の協力を得て、多角的・総合的にかつ迅速に行うことを旨とする。</p>	<p>第2 消費者安全の確保に関する施策に関する基本的事項 2 消費者事故等に関する情報の集約等 (1) 情報の集約・分析 また、消費者庁は、法第12条第1項又は第2項の規定による通知により得た情報その他消費者事故等に関する情報を集約・分析し、その結果を取りまとめ、これを関係行政機関等に適時適切に提供するとともに、公表し、消費者委員会及び国会に報告する。<b>さらに、消費者基本法第10条の2の規定に基づき政府が毎年国会に提出する年次報告においても、消費者事故等に関する情報を集約・分析した結果を適切に活用するよう努める。</b> 情報の集約・分析に当たっては、<b>効率化を図りながら、その適切な処理及び活用ができるよう体制の整備に努めるとともに、</b>関係行政機関、都道府県警察、消防機関、関係独立行政法人、医師等の専門家等の協力を得て、多角的・総合的にかつ迅速に行うことを旨とする。</p>
<p>(2) 情報の発信及びリスクコミュニケーション <u>ア 情報の発信</u> 消費者事故等による被害の発生又は拡大を防止するためには、消費者事故等に関する情報を迅速、的確かつ効果的に発信し、これまで消費者の不安と不信を招く原因ともな</p>	<p>(2) 情報の発信及びリスクコミュニケーション <u>ア 情報の発信</u> 消費者事故等による被害の発生又は拡大を防止するためには、<b>リコール情報も含め、</b>消費者事故等に関する情報を迅速、的確かつ効果的に発信し、これまで消費者の不安と不</p>

<p>っていた個別事件への行政の対応力の向上を図る必要がある。</p> <p>(略)</p> <p>注意喚起情報の公表に当たっては、関係行政機関、地方公共団体、国民生活センター、教育関係団体・福祉関係団体を始めとする関係諸団体の協力を得て、情報発信を強化するとともに、</p>	<p>信を招く原因ともなっていた個別事件への行政の対応力の向上を図る必要がある。</p> <p>(略)</p> <p>注意喚起情報の公表に当たっては、関係行政機関、地方公共団体、国民生活センター、<b>消費者団体、教育関係団体、福祉関係団体等</b>関係諸団体の協力を得て、情報発信を強化するとともに、</p>
--	---